

平成17年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成17年9月21日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成17年9月21日 午前9時29分開議

- 日程第1 議案第52号 循環型社会形成推進事業最終処分場整備(建築・土木造成)工事の請負契約の締結について
- 日程第2 議案第53号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区管路布設工事(第1工区)の請負契約の締結について
- 日程第3 議案第54号 平成17年度農業集落排水統合補助事業和田地区管路施設工事第1工区(和佐系統)の請負契約の締結について
- 日程第4 認定第1号 平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成16年度大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成16年度東和町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 平成16年度橘町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成16年度周防大島広域連合各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成16年度大島郡環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成16年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第13 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第5号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第18 議案第6号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第7号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第8号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第9号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第10号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第11号 平成16年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第24 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第27 小委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 循環型社会形成推進事業最終処分場整備(建築・土木造成)工事の請負契約の締結について
- 日程第2 議案第53号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区管路布設工事(第1工区)の請負契約の締結について
- 日程第3 議案第54号 平成17年度農業集落排水統合補助事業和田地区管路施設工事第1工区(和佐系統)の請負契約の締結について
- 日程第4 認定第1号 平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成16年度大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成16年度東和町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 平成16年度橘町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成16年度周防大島広域連合各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成16年度大島郡環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成16年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定について

- 日程第11 認定第8号 平成16年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第13 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第5号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第6号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第7号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第8号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第9号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第10号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第11号 平成16年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第24 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第27 小委員会の中間報告の件

出席議員(25名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 安本 貞敏君 | 3番 土手 正喜君 |
| 4番 平野 和生君 | 5番 荒川 政義君 |
| 6番 浜戸 信充君 | 7番 杉山 藤雄君 |
| 8番 神岡 光人君 | 9番 田村 三郎君 |

10番 伊藤 秀行君	11番 武政 輝夫君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（1名）

2番 伊東 梅芳君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長代理 木元 真琴君	書 記 河井 敏博君
書 記 藤本万亀子君	書記代理 中村 和典君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	川田 昌満君	総務部長 .....	村田 雅典君
総務課長 .....	吉田 芳春君	総合政策課長 .....	坂本 薫君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	村田 章文君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	田村 博君	橘総合支所長 .....	中河 美昭君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
契約監理課長 .....	平田 好男君	下水道課長 .....	嶋元 則昭君

午前9時29分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。それでは、昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

なお、伊東梅芳議員から欠席の通告を受けております。暑いのでどうぞ上着をお取りいただいて進めたいと思います。どうぞお取りくださいませ。

#### 日程第 1 . 議案第 5 2 号

議長（新山 玄雄君） それでは、日程第 1、議案第 5 2 号循環型社会形成推進事業最終処分場整備（建築・土木造成）工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） おはようございます。それでは、議案第 5 2 号循環型社会形成推進事業最終処分場整備（建築・土木造成）工事の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本工事は、本年度から新たに創設されました環境省の循環型社会形成推進交付金事業といたしまして、平成 1 7 年度から 1 9 年度の工期で旧橋町の西安下庄大泊地区に一般廃棄物の最終処分場と付帯設備の浸出水処理施設を建設しようとするものでございます。最終処分場は、埋立面積 2 , 7 0 0 平方メートル、埋立容量 1 万 6 , 0 0 0 立米の規模を有し、施設周辺の環境保全を図るため、処分場全体を屋根で覆う構造、いわゆる被覆型を採用いたしてありまして、従来のオープン型処分場に比べ台風等による粉塵の飛散、カラスや小動物による埋め立て物の散乱防止、風雨災害に対しましても安全性の高い施設でございます。また、被覆型処分場は埋め立て部分である人工地盤と建屋部分が一帯構造で構成されているため、施工場の留意点あるいは漏水防止対策の遮水シート、地下水、排水設備、浸出水処理施設の施工など一般の土木建築工事と比較すると高度な技術が要求されるとともに、巨額な工事費を要するものでございます。

以上のことから、本工事の規模を考慮いたしまして、入札方法を公募型指名競争入札、施工の特殊性と難易度から発注形体を共同企業体方式として参加資格要件により公募をいたしましたところ、全国大手ゼネコンと町内大手業者で構成する 6 共同企業体から入札参加の希望がありました。本工事の発注に当たりまして、去る平成 1 7 年 9 月 2 日、入札参加申し込みのあった 6 共同企業体により入札を行った結果、飛鳥建設・大島建設特定建設工事共同企業体が 9 億 8 , 9 0 0 万円 で落札をし、落札額に消費税を加えました 1 0 億 3 , 8 4 5 万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。慎重に御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第 5 2 号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、第1点は、今回の設計見積額についてまず質問します。いわゆる先ほど助役の方から一つはいわゆる土工部門、そして一つは建設部門という報告がありました。その中で非常にわかりにくいのが、比率でいいですから実態として今回入札書比較価格10億2,500万円、これは消費税を除く部分ですが、そのうち土工部門と実際的な上ものの建設部門という位置づけで見れば、実態としてどういう状況なのか、これが1点です。

それともう1点は、先ほどこれも椎木助役の方から入札に関して、公募型が一つということと、企業体方式を組んだということが一つでありました。そういう中でわずか6社しか申し出がなかったのか、それはどういうところに起因するのかというのが非常にわかりにくいので、実態として例えば組み合わせが6社しかできなかったというのか、その辺もう少し補足説明を求めておきたいというふうに思います。

といいますのが、これだけの事業で実際的に今の不況下を考えれば、もっと多くの業者が当然組み合わせを持って事業参加なり、いわゆる入札参加という部分が一般的な常識です。そういう角度から見て、例えばどういう組み合わせだから、結果としてこういう業者しかおらなかったという点を補足説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの広田議員さんの全体工事におけるそれぞれの割合という御質問でございましたが、全体に占める割合、それぞれの工事ごとに申し上げます。まず、土木工事、埋め立て部分と申しますか、にかかる割合が39.8%、被覆部分、上屋と建築部門にかかる割合が34.6%、で、浸出水施設、排水施設ですが、が4.9%、付帯工事にかかる割合が2.2%、諸経費等その他経費が18.5%、以上のような割合になっております。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 指名業者でございますけれども、公募型指名競争入札でありますので、指名審査会で構成員を2社の共同企業体ということに初めいたしました。それで代表者を経営審査の土木及び建築一式工事の総合評定値を1,400点ということといたしまして、土木及び建築工事を総合的にその監理ができる業者といたしました。また、公共工事で最終処分場の施工実績があり、県内に営業所を有することを資格要件としております。

代表者以外の構成につきましては、町内企業の育成と地域経済の活性化を目的といたしまして、経営審査事項の総合評定値が土木一式が860以上、または建築一式工事が800以上で、特定建設業者であること、それと主任技術者を専属配置すること、町内に主たる営業所を有するものを資格要件として公募をいたしました。それで本町にその指名願いの提出があり、この要件に適合する建設業者は、代表者が25社、それと代表者以外の構成員、町内の業者ですが9社でありました。それで公募期間を15日間といたしまして公募をいたしまして入札の結果にあるとおりの

6企業体ということになりました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今の課長の説明を聞いておりますと、実際的に要件に合う部分でいえば、大手部門がまだ25社ありましたよと。それと町内業者の部門でも一応9社ですか、ありました。しかし、実際的には入札参加については、町内部門は6社という格好だったということなんです。ということしか考えられんわけなんですけどね。実際的にはより多くのということ公募型にされたというふうに思います。そして、また実際的には町内業者の育成という視点を考慮されたという説明であります。実際的に私らが素人目に考えて、せっかくそれなりにおられたのになぜ9社が6社に落ちたのかなというのも非常に疑念が残るところであります。実際的にはそれ以上については、非常にわかりにくいんですね、これ以上質疑の方法がありませんが、実際的には考えてみれば、せっかく代表する業者が町内業者9社あって、そして、それと実際的に大手部門といいますか、それが届け出部門が25社あると。その中で実際的にはこれ町の範疇じゃない、民間企業の範疇ですから当然そういう場合も起こり得るわけなんです。ちょっと疑念があるという点だけは指摘しときたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第52号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第52号循環型社会形成推進事業最終処分場整備（建築・土木造成）工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第53号

議長（新山 玄雄君） 日程第2、議案第53号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区管路布設工事（第1工区）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第53号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区管路布設工事（第1工区）の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、去る9月8日にアイサワ工業株式会社外12社による指名競争入札の結果、ユタカ工業株式会社に1億5,900万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました1億6,695万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

施工場所は、出井家房地区で、工事概要につきましては、径50ミリから200ミリの下水管路の布設工4,385メートルでございます。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第53号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回かなりの金額を一気に出しておるわけなんですけど、これで見るとほとんどこの工事をもって第1工区ということになっておりますが、地域の布設部門、これはほぼ終わるんじゃないかと思えますけど、残るとすれば何パーセントぐらいが布設部門として残るといふふうに理解されておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 沖浦地区につきましては、沖浦東地区ですが、事業期間が5年ということで、あと期間は今年度を含め3年あります。ですが、進捗状況によりあと1年でほぼ事業が完成されると思えます。ですから、あと約15%ぐらいと思えます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第53号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第53号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区管路布設工事（第1工区）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



### 日程第3．議案第54号

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案第54号平成17年度農業集落排水統合補助事業和田地区管路布設工事第1工区（和佐系統）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第54号平成17年度農業集落排水統合補助事業和田地区管路布設工事第1工区（和佐系統）の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、去る9月8日にアイサワ工業株式会社外12社による指名競争入札の結果、大海建設工業株式会社に8,600万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました9,030万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

施工場所は、和佐地区で、工事概要につきましては、径75ミリから200ミリの下水管路の布設工2,447メートルが主なものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第54号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第54号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第54号平成17年度農業集落排水統合補助事業和田地区管路布設工事第1工区（和佐系統）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第4．認定第1号

### 日程第5．認定第2号

### 日程第6．認定第3号

### 日程第7．認定第4号

### 日程第8．認定第5号

### 日程第9．認定第6号

日程第10．認定第7号

日程第11．認定第8号

日程第12．認定第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、認定第1号平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第9号平成16年度周防大島町公営企業局事業決算の認定についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

9月8日の本会議において、所轄の常任委員会に分割付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、9議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。土手総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員9名の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号から認定第4号まで及び認定第8号のうち本委員会所管部分について、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会関係では、委員より、学校の維持管理経費の中で、浄化槽や消防設備等の委託料は、経費節減の余地があると思われる、発注の改善策を検討すべきではないかとの意見に対し、18年度予算には反映させるべく検討したいとの回答でありました。

また、スクールバスについて、経費削減として公募あるいは職員での対応はできないのか。との質問に、職員での対応は難しい。また、公募は考えていないが委託料の縮小は検討していきたい。との答弁でありました。

あわせ、スクールバスの運行範囲についての質問に、秋・吉浦地区と日良居地区の運行であるとの答弁でありました。

外国語指導助手に関し、報酬額、旅費、家賃、給食等の対応についての質問に、報酬は30万円を下らないという基準に沿って30万円を支給。旅費はキロ当たりの基準額で支給。家賃、給食費は個人負担であるとの回答でありました。

学校警備委託について実施状況の質問に、情島、浮島を除く12校を実施しており、業者はセコム、総合警備、中国警備の3社が参入している。との答弁でありました。

図書館運営に関して、読書に対する努力が弱い。例えば、読み聞かせ会等の努力が必要では。との質問に対し、学校図書必要性、活用法について調査を行っていないので実態が不明であるが、施設が古くなり悪いのも利用が悪い一つの要因と考えるので、その改善も必要と考える。今年度中に調査を行いたい。また、現在学校で朝の読書運動、時間は約10分程度の取り組みをしているが、そうした活動が第一歩と思っている。との答弁でありました。

総務課関係では、委員より、防災に関して、ヘリポートの管理はどの程度行っているのか。また、浮島と前島の経費の差異は何か。との質問に、訓練時の対応とし、草刈り、道路の管理である。両者の差異は、面積や地形的な面の条件が違うものであります。との回答でありました。

消火栓のホースについて、地域によって取り扱いが違ってくるようであるが。との質問に、17年度から予算の範囲内でこれらの備品類は町で対応している。ホースの点検は地元でお願いするというのを自治会へ依頼している。との答弁でありました。

また、消防関連の土地購入について、旧大島町では無償であったが今後の考え方と過去のものの取り扱いについての質問に対し、町の所有としたいため購入という考えで進めていきたい。単価は建設課等の資料による買い入れ単価としている。今までのものの購入は、数が多いため無理と思われる。寄付を受けたものは登記をしている。との答弁でありました。

総合政策課関係では、施設等銘版変更の委託料12万2,000円はいずれの施設か。また、玖珂インター出口の看板等で旧町名のままになっているものがあるが、これはいつ変更するのか。との質問に、沖浦農村環境改善センターの銘版変更である。旧町名分の変更については、現在、取りまとめを行っており、補助金を充当して随時変更を行う予定です。との答弁でありました。

電算新システム導入のメーカーはどこか。との質問に、NECと東芝である。旧大島町と旧久賀町で東芝を導入していたが、NECは新規である。との答弁でありました。

財政課関係では、委員より、合併関連事業については、合併特例債を活用しているが、据置期間はあるのか。また、元金発生後は大幅な負担増となるのか。との質問に、据置期間はある。元金発生後は公債費が大幅にふえるが、合併特例債の場合は元利償還金の7割が普通交付税において交付される。ただし今後の交付税制度が不透明なためハード・ソフト両面から事業の見直しが必要である。との答弁でありました。

税務課関係では、東部税整理組合の廃止後の収納率向上についての質疑、意見が集中し、中でも民間への委託について、滞納税等の徴収の新しい形での班、組織づくりについて、また、徴収の現状についてなどの質疑、論議が交わされました。

執行部の答弁として、以前は、旧町で嘱託員がいて集めていたところもあり、それが発展して東部整理組合へ委託するようになった。

合併後、相当数の滞納者への訪問状況や督促状況などの書類等をすべて整理・把握することは

大変な作業である。東部整理組合も来年2月28日で解散となるが、税金だけで考えるのではなく全体を含めた新しい機構・形を考えていきたい。町には執行権があり滞納処分を早く確実・簡単に行える収納システムの電算導入を考えていきたい。徴収の現状として、未納者には事故・倒産・生活困窮などいろいろな事情はあるが、納めるように誓約書を提出させ、分割納付をお願いしている。また、国保税未納の場合は、納税相談を実施し、短期保険証・資格証により納税をお願いしている。との回答でありました。

企画課、契約監理課関係については、特に質疑はありませんでした。

総合支所関係では、委員より、庁舎の定期清掃について、各支所で値段が違うが、支所の大きさにもよるがその状況について質疑があり、久賀庁舎の常駐清掃は52万円、大島庁舎は定期清掃35万円と常駐清掃41万円を合わせたもの。橘庁舎は定期清掃111万2,000円、東和庁舎はなしである。

平成17年度4月以降の日常清掃については、どの庁舎も職員が行っている。との答弁でありました。

委員より、各支所での燃料費の値段統一というのは図っておられるかどうか。ガソリンとか灯油の単価統一がされておられるか。県の出先機関では統一した対応をされていると聞いている。一つの組織とすれば当然と考えるがどうか。との質問に、予算査定時にリッター当たり幾らでという予算算定での統一はしている。現状では購入店舗によって単価の若干の差はあります。使う量の違いを含め、難しい面もあるが、町として交渉してまいりたい。との答弁であった。

また、小規模施設整備補助金の各町のバランスがかなりバラエティーにとんでいるようだが、これは申し込み徳か、あるいは一定のそういったものを判断するところがあるのか。との質問に、これまで各町でやってきたことが異なっており、旧橘町は小規模事業として実施され、旧大島町では小規模事業というのではなく、原材料支給のみであった。それぞれ各町で実情が違っていたので、小規模事業の制度は、自治会長集会でも説明しておりますが、なかなか事業の浸透性ができていないという面も多々あるかと思われま。不公平のないよう、折を見てPRをしてまいりたいとの答弁でありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、委員長の報告の中でまず1点が、滞納システムについてです。私は御承知のように、委員長も報告されたように、倒産やリストラで町民生活

も大変なという状況は私も感じるどころです。しかし、先ほど委員長自身が触れませんでしたけど、私はずっと一貫しているのが、町民生活の実態と税の中での特別措置保有税について別個の考え方をすべきだということできっと指摘してきました。いいのですが、実際的に営利を目的として入ってきた部分と、そして町民の暮らしの実態と、これはもうかけ離れているという部分が私はあるからであります。そういう中で、実態として金額的には1,700万円が実際的ないわゆる調定分、今までに本来払っていかなければならない金額が未払い分が1,700万円ぐらいあると、これは実際数字的にはほぼこのぐらいじゃないかというふうに思いますが、その点でまず町から特別土地保有税の徴収について基本的考え方の報告がされたのかどうなのか、この点がまず第1点です。

それと危惧する点として、かつては何人組みというような町民に対する税の徴収について、そういうチェック機関といいますか徴収システムという格好のくだりがあったやに報告をされました。しかし、実態としては、今の民主政治の中ではそういう取り立て方式は私は非常に遺憾であるという立場であります。その点での議論はあったのかなかったのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 広田議員の御質問の滞納システムの件については、一応審議がなされました。特別土地保有税についての件に関しては審議がありませんでした。

それと、収納システムに関するいろいろな今までの徴収の仕方及び今後の徴収方針、督促方針などの検討は審議の中で執行部の方から答弁がございました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 委員会審議ですから、どの程度審議されたかわかりませんが、実態として今回は御承知のように、今まででしたら事項別明細をもとに審議をしてきました。私の所管委員会ですと、例えば福祉にかかわる部分については、実際的には事項別明細をもとに審議をしました。残念ながら今回合併前と合併後があるということで、非常に説明が難しいということで、実は主な成果表というのを基準に審査をしました。しかし、残念ながら御承知のように、議員からすれば実際的には事項別明細でなければ非常にわかりにくいという面がありました。ですから、私の場合は所管委員会の議論の出発点できちっとある程度事項別明細に基づいて執行部から報告を求めるべきじゃないかという議論はしましたが、総務文教委員会の方では、先ほど委員長の一番最初の報告では、かなり慎重なる審議をされたということでしたが、実態的な審議の方法としては、どういう方法で行われたのかということを知りたいというふうに思います。

それともう1点、実は合併後、御承知のように総務委員会所管の中では、宿日直にかかわる支出がありました。それで評価については当然客観的評価しかできませんから、委員長はできませんから、実際的にそのことの是非について質疑があったのかどうなのか、その点を聞きたいとい

うふうに思います。

といいますのは、合併後非常に顔が見えにくいという町民からの苦情があります。そして、また私たち顔が見えにくい、少なくともやっぱりどっからの要求であれ、宿日直、当面宿直をやられたんかどうかわかりませんが、実際的には予算計上的には半年間で100万円ですか、ぐらいが歳出されていると思います。その辺についてちょっと深めて委員長の方に聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 土手委員長。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 決算審査の中で、4町の決算と、それから周防大島町全体の決算に関しましては、やはり主な成果を主たる材料といたしまして、予算に対する成果が上がったかどうかということで、もちろん事項別明細書を追いながら説明をいただき、合併後主な成果として取り上げたものについて説明をいただき、逐一説明を受けながら質問を受けて審査したところでございます。

それと宿日直についての質疑は、今回はございませんでした。前は宿日直についての質疑もありましたが、今回はありませんでした。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本民生常任委員長。

民生常任委員長（安本 貞敏君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号から認定第5号まで及び認定7号から認定第9号のうち本委員会所管部分については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、福祉関係では、委員より、公立保育所の職員数、工事実施の有無、休暇等の取得状況、旧4町の保育料助成状況についての質問に対し、執行部より、各公立保育所の状況について詳細な報告を受けました。詳細は省略いたします。

保育所では、不審者及び災害発生に備え、どのような対策をしているのか、との質問に対しま

しては、各公立保育所では、月1回の避難訓練を実施しており、また、交通安全クラブで保護者を交えた不審者対策の説明会を開催したり、催涙スプレーを設置している公立保育所もあります、との回答がありました。

情島航路渡船料については、渡船料助成を実施しているが、渡船料助成の対象航路を拡大してほしい。との要望に対して、今後検討する、との回答がありました。

町単独事業として行っている高齢者福祉対策事業は、今後も継続するのか、との質問に対して、必要な事業は継続する、との回答がありました。

その他、「社会福祉協議会に対する補助金」、「福祉医療費・福祉タクシー」、「配食サービス事業」等についても質問がなされました。

健康増進課関係では、委員より、1歳6カ月児健診、3歳児健診について現在、橘のみで開催しているが、遠くなったという声がある、との意見に対しまして、健診方法については、今後も検討していく、との回答がございました。

訪問看護ステーションは、合併前よりエリアは広がっているのか、また、人的体制は合併前と一緒か、との質問に対して、エリアについては大島郡全域の認可をもらっている。企業局も橘にあるので、大島は久賀地区と大島地区、橘は橘地区と東和地区にするとよいと協議している。人的な体制は合併前と同様である、との回答がありました。

温泉利用施設等整備事業は、16年度、17年度事業であるが、進捗状況はどうか、との質問に対しましては、現在の進捗状況は20%です。完成は平成18年6月末としている、との回答がございました。

その他、「各種検診料金」、「食生活改善推進協議会・母子保健推進協議会の活動経費」、「チャイルドシート助成事業」等についても質問がなされました。

医療保険課関係では、委員より、運営協議会は新年度予算の審議の場であり、予算書ができてからでは遅いのではないかと。12月ごろ実施すべきではないかと、との質問に対して、新町においては、平成17年3月に開催をし、新町での初会議もあり、会長等役員を選出と平成16年度決算見込み及び17年度予算(案)等の説明を行った。今後においては、協議会の開催を早めるよう検討したい、との回答がございました。

短期被保険者証・資格証の交付基準はどうか、との質問に対しまして、旧町で基準は異なっていたが、新町において新たに要綱を定めております、との回答がありました。

その他、国保特別会計に一般会計からの繰り入れについて、国保税の不納欠損状況等についても質問がなされました。

介護保険課関係では、委員より、保険給付費の各サービスごとの給付費について、の質問に対して、執行部より各サービスごとの給付費の状況について、詳細な報告を受けました。詳細は省

略いたします。

介護保険料の段階設定について、世帯に同居者がいる場合どうなるのか、との質問に対して、住民票の世帯をとらえて保険料を決定しています。第1号被保険者本人が町民税非課税でも、世帯の中に町民税課税の方がいれば、第3段階となります。高齢者夫婦世帯であれば、町民税非課税世帯が多く成果報告書でお示ししているように第2段階の割合が高くなっています、との回答もありました。

その他、介護サービス適正実施指導事業等についても質問がなされました。

公営企業局関係では、委員より、国保振興会の解散時の寄付額について、の質問に対しまして、寄付額は3億4,227万4,245円との回答がありました。

介護老人保健施設の経営状況についての質問に対しては、平成16年度は国保振興会の解散による、その他医業外収益により経常利益を上げておりますが、増床により経営の効率化を図り、平成17年度の予算で赤字経営となっているのを改善していきたい、との回答がありました。

医師・職員住宅の充足率について、の質問に対しましては、各病院とも医師住宅は不足で、職員住宅も今後不足する、との回答がございました。

その他、訪問看護ステーションの収支、その他医業外収入等についても質問がなされました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 今の医師住宅ですよね。あれは今必要と言いはるけど、全部詰まっちゃうんですかね。空き家はないんですか、今は。

議長（新山 玄雄君） それ質疑があったかどうかという……

議員（20番 中本 博明君） いやいや、じゃから今必要ということじゃからね、空き家はもう全部詰まってすぐ必要なのかどうなのか。必要なればこれはつくらんにやいけんと思うけどね。

議長（新山 玄雄君） 中本議員さん、質疑の内容についてこの質疑をしていただきたいと思えます。委員長さんが答え……

議員（20番 中本 博明君） 質疑の内容って今……（「そういう質疑があったかどうか」と呼ぶ者あり）うん、そういう質問が……

議長（新山 玄雄君） はい、答えさせます。安本委員長。

民生常任委員長（安本 貞敏君） ございませんでした。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。民生常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。伊東委員長が欠席でありますので田中副委員長、お願いします。

建設環境常任副委員長（田中隆太郎君） 本日委員長が欠席をいたしておりますので、副委員長の私が建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員7名の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号から認定第4号まで及び認定第6号並びに認定第8号のうち本委員会所管部分については、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿ってその過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、水道課関係では、委員より、水道料滞納額の現年度、過年度の内訳、滞納の件数と年数、また旧町での内訳の質問に対し、現年度799万9,859円、過年度1,986万4,889円、件数は全体で640人、16年度は545人であり、滞納期間は長いもので約10年である。旧町の内訳については、久賀町200万円、大島町900万円、東和町1,000万円、橘町500万円で計2,600万円であるとの答弁でありました。関連して、現在の徴収方法について、水道課3ないし4人の職員により、滞納者へ最終的には水道を停止することを前提に役場へ呼び出すなど収納に努めており、300万円程度徴収しているとの説明がありました。また、今後の水道料の値上げの可能性についての質問に対し、将来的な値上げは止むを得ず、水価検討委員会の委員を決定し今後検討していくとの答弁でありました。

次に、下水道課関係では、委員より、下水道分担金の未納額、滞納繰越額の内訳についての質問に対し、分担金の未納額86万2,200円は70人、234期分、滞納繰越未納額152万2,600円については40人、335期分であり、未納理由としては、認可区域に土地を所有していれば下水道が接続されていなくても供用開始されれば分担金が賦課されるためである。ただし、空き家・農地については猶予制度を設けているが、合併前の片添地区では条例にこの猶予制度がないためであるとの答弁でありました。旧久賀町の下水道事業の進捗状況について、平成16年度において基本計画の策定業務を実施し、現在4町の合併により、旧町の下水道計画を新町で継続して実施していくのは不可能な状況であるため、より効率的な経営規模を目指し、17年度において周防大島町汚水処理施設整備構想策定業務を実施しているとの説明がありました。次に、安下庄公共下水道が一部供用開始され、現在の維持管理費が約3,000万円かかっ

ているが、全部供用開始となればさらに経費は膨らむのかという質問に対し、一部供用開始でも処理場等にかかる経費は必要である。今後全部供用開始となれば、料金収入に大きく反映されることとなり、収支のバランスは改善されることとなるとの回答でありました。

次に、環境施設課関係では、委員より、環境衛生施設組合が周防大島町の組織に編入されたことによる人件費その他経費の削減効果についての質問があり、環境衛生施設組合の事務と業務は環境施設課が議会及び人事給与事務を除いてすべて引き継ぎ、事務局の職員4名は、環境施設課の事務部門に配属され、施設関係の10人についても異動なしで配属されたため人件費は現状どおりである。合併により組合議会費が130万円、事務局庁舎の維持管理費及び光熱水費20万円の削減をすることができるとの答弁でありました。また、リサイクルセンターと最終処分場建設事業が延期となった理由について、平成15年度から17年度実施で計画を進めていたが、合併特例債など財源面の有利性から周防大島町の事業として、平成17年度から19年度の3カ年で実施することとなったとの説明がありました。

次に、生活衛生課関係では、委員より町営住宅使用料の未納の件数、滞納期間についての質問に対し、町営住宅使用料78名、特別公共賃貸住宅使用料3名、町営住宅共益費18名の合計99名となっており、滞納期間は短期の場合もあれば10年以上の長期の場合もあるとのことあります。関連して、滞納者の立ち退き要請について、滞納処理に関する要綱を作成し、今後立ち退き方法を検討していくとの説明がありました。また、住宅の入居条件を満たさない住民への対応について、入居時に条件を満たしており、給与収入額、家族構成等が変化したとしても、承継の手続きをとれば継続入居可能であり、合併後はすべて手続きをとっているとの答弁でありましたが、家族での入居を条件に建設した住宅に単身入居の場合は、他の入居希望者を考慮し単身用住宅等への転居を勧めることを検討してほしいとの要望意見もありました。

次に、農林課関係では、委員より水路の修繕経費の町負担範囲についての質問に対し、被災の程度により補助災害対応もあり得るが、原則原材料支給または重機借上料を町が負担することでありました。また、昨年の台風災害復旧の進捗状況について、笠佐島の海岸4カ所のみ未了との答弁でありました。

次に、水産課関係では、委員より、三蒲漁港の今後の計画についての質問に対し、防波堤等の外郭施設は計画どおりであるが、物揚場や漁具干場を縮小する予定であるとの答弁でありました。旧東和町におけるヒラメ中間育成の放流尾数、放流事業の成果について、放流尾数は4万尾、放流後の追跡調査は行っておらず、会計検査院からも指摘されており、現時点では、見直しをかけている状況であるとのことでありました。次に、16年度のたこつぼ投入地先と事業年数の質問に対し、久賀と東和地先であり、約30年前から実施しているとの説明がありました。

次に、商工観光課関係では、委員より、竜崎温泉の常駐設備管理費の内容についての質問に対

し、特殊な泉質のため、配管の維持管理が重要な作業となっており、施設における配管等の技術の習得も含め、3名による管理を行うことにより、厳しい条件下でも温泉をとめない体制を構築しているとの回答でありました。また、町の施設の有効利用のため、指定管理者制度の当初の目的がぶれないように気をつけなければならないとの意見もあり、制度導入に際しては、町としては厳格に対応し、企業理念を有効活用していくとのことでありました。本年9月25日のサイクリング大会において、町としては参加者に景品を出したらいかがかとの意見があり、本大会は、町外からの参加者がほとんどであり、町内商店の利用も含めた人的交流の場として、今後大いに期待されるイベントであるから、温泉チケットを準備する予定であるとのことでありました。

次に、建設課関係では、委員より、海岸、県道の陳情はどうしたらよいかとの質問に対し、屋代川などの2級河川は県管理になるが、それにかかる橋は町の管理である。県道、県管理の港湾や海岸の陳情は県でも町でもよいが、町に提出されれば、町から進達するとの答弁がありました。また、ハザードマップの作成について、今年度、大島土木事務所において宮川及び古川の基礎調査を実施しており、その他の海岸については、所管課において対応するととなるが、そのとりまとめについては、総務課消防防災班にて現在作業中の地域防災計画に反映させるとのことでありました。

最後に、水道料金、住宅使用料を始めとする公共料金の滞納者への対応について、滞納期間10年以上、また相当な額の高額滞納者もあり、現在の担当課ごとに料金を徴収する方法では改善が見込まれないため、今後は、東部地方税整理組合が廃止されることも加味し、専門的かつ総合的な料金徴収課またはプロジェクトチーム等をつくり、収納率の向上に努めていただくことを本委員会より執行部に要望提案いたします。

以上が、本委員会に付託されました、議案に対する審査の内容であります。

委員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つ、水道会計について質問します。いいのですが、先ほど委員長の報告を聞いておりますと、水道料金値上げのために議会から高料金対策として委員会を設置して協議すべきじゃないかというような報告がされました。実際的に料金対策として議会としても委員会をつくって協議すべきじゃないかというふうに聞こえましたが、それが間違いなら委員長の方で提出していただきたいというふうに思います。その点で、まず水価検討委員会です。それに関連して、関連してといたらおかしいんですが、実際的に執行部から提案された資料では、値上げは避けられないというのが報告のくだりでありましたので聞いておきたいというふう

に思います。といいますのが、御承知のように、水道料金についてはかなりいろんな議論の中でやられました。一つは、今の現状を維持するためには、少なくとも県の補助での高料金対策の継続、これが一つの柱。それともう一つは、今のベースで高くなっている状況としては、工事費に対する補てんということでは、実際的には一般会計からの繰り出しなしにじゃ一定程度住民生活、水道料金の値上げは抑えられないというのが今までのいろんな議論でした。そういう中でフレームとして、値上げ検討の水価検討委員会というのが実際的に今から先、県の例えば方向とか、執行部からの繰入金フレームとかいう部分についての説明、町としての考え方。一定町が努力すべきものとしての考え方の報告はあったのかなかったのか。その点について質問したいと思います。

議長（新山 玄雄君） 田中副委員長。

建設環境常任副委員長（田中隆太郎君） 広田議員の質問に対してお答えします。

水道料の値上げの可能性について委員から質問があり、執行部の方から将来的な値上げはやむを得ず、水価検討委員会の委員を決定し、今後検討していくという回答のみでありました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ということは、執行部は今後について、例えば県からの高料金対策に対する要請とか一般会計からの一定の繰り出し等については、具体的な説明はなかったということで終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。田中副委員長、御苦労さまでございました。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。日程第4、認定第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今議長の方からまず1号について討論ありませんかということでありましたのですが、御承知のように、今回内容的には1号から4号と8号は、切っても切り離せない関係の会計になっております。のであわせて私の方としては会計上の1、2、3、4と認定8号について一括して反対の立場から討論したいというふうに思います。御承知のように、1号から4号については、旧町それぞれの認定案件です。そして、実際的にそれが認定8号に引き継がれるという状況であります。ですから、その関係でいえばダブって討論する格好になりますから、当然のように一括して討論せざるを得ないというふうに考えます。といいますのが、今回の合併前の半年間と合併後の半年間、この決算を審査するのが私たち議員の仕事でありました。ですから、その点でまず討論したいというふうに思います。

今回執行部が提出し、補足説明、資料を見てもみますと、明らかなように町長自身も言われます

が財政は厳しいということが言われております。その状況の原因をどこに見るのかという点であります。といいますのは、執行部が出した資料でも義務的経費のうち人件費 公債部分ですが、実際には大島の場合は周防大島町並びに旧4町の場合、なべて实际的に職員人件費よりは公債費の比率の方が大きくなっているという状況です。ここにかなりの財政状況の財政状況の圧迫状況がある。これは否定できないというふうに思います。といいますのが、实际的に旧4町、そして周防大島町とも实际的には同じように例えば国からの御承知のように景気対策という格好での押しつけ事業、もうこれ腹いっぱいだというのが当時ありましたけど、そういう状況です。それをもとに大きく起債が広がっているという状況。そして、もう一つは有利な起債だから大丈夫なんだと、地総債に代表されますが、地域総合整備事業債に代表されますが、实际的にはその大きな総額、これが公債費を押し上げているという状況です。实际的に数字確保しますと、御承知のように単年度で一括で幾ら払うかといえば、33億3,400万円の償還です。で、人件費よりは大体3億余り実際多い。ここに周防大島町の財政状況の私は厳しさの要因があるというふうに見ております。

そして、また支出項目では、やっぱり15年度から16年度に大宣伝した中身、いいものが合併すれば实际的にはサービスは高い方に合わず、そして負担は低い方に合わず、これは各地で住民に説明されましたが、实际的にはこの費用も私は莫大ついておる、当然16年度分も私は多額になっているというふうに考えます。これは法定協ニュース含めて法定協の方から支出された部分と实际的には町広報を通じて支出された部分、これがあります。これはかなりの私は負担であるというふうに考えます。

次に、物件費の増であります。これはトータル的に見れば4億円の単年度で増額というふうになっております。これはほとんどが実際は合併のための電算システムの統合が物件費の主な押し上げという状況です。

そして、次にずっと議論してきた財政運営と箱物についてであります。この点からも議論しときたいというふうに思います。私は古くは三蒲、棕野に対するゴルフ場建設、また第三セクター支出、これらによる支出負担、そして旧町時代でいえば例えば釣り堀動物村建設など、かなり将来の財政を圧迫するという事で批判をしてきました。そういう立場から見れば、实际的に16年度の関係で見れば、旧橘地域の竜崎温泉の多額な支出、そして、また、もう1点は、設計支出としての東和関係、そして棕野関係については、私は凍結の必要性があるというふうに私決算上見ております。实际にかなりの負担、金額は今言いませんけどかなりの負担ということになっております。

もう一つは、先ほど質疑の中で答弁ありましたが、宿日直の関係です。基本的には宿直というふうに聞いておりますが、合併後实际的に職員の数はそんなに変動しておりません。しかし、各

町とも各地域とも実際的には宿直対応は民間という格好でやられております。といいますのは、私は要因がおらなくて、そして、実際的に回らないというのならそりゃ当然そういう方法もあるかと思いますが、実際的に宿直の必要性等から見たら、これは私は民間委託して 個人委託して、そして、民間に金払うというのは私は誤りであるというふうに考えております。といいすのは、仮にそれが職員組合となったとしても、これはやるべきではない。また、かつて補正時点で議論してましたけど、行き過ぎの部分については町職員組合も見直しべきだ。例えば選挙のときに選挙事務をやって、実際的には明らかになったんですが、それまでは食事については支払いはなかったという点であります。実際的にはかなりの高額という状況になっております。ですから私はそういう職員組合の要求であっても行き過ぎについては私は是正すべきだという考え方で。とりわけそういう立場から討論をしようというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、討論ございませんか。賛成討論はございませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） ただいま広田議員から認定第1号、第4号まで、認定第8号までの反対討論されましたので、私も同じく認定第1号から第4号、認定第8号の賛成討論をさせていただきます。

現下の地方財政は、我が国の立場から討論させていただきます。我が国の厳しい経済状況を反映し、三位一体の改革のもと、国庫補助金の見直し、財源移譲、地方交付税改革等により、引き続き厳しい財政状況になっており、本町も例外ではありません。この厳しい状況の下で大島は一つとの考えのもとに、平成16年10月1日、周防大島町は誕生いたしました。合併前後において職員の皆様の御努力により大きな混乱もなくスムーズに旧町の事務を引き継ぐとともに、合併効果の早期実現を図るため行政サービス全般に質と量を見直し、むだな経費の節減、財源の重点配分など財政運営の効率化を徹底され、子供からお年寄りまでのすべての住民が元気に笑顔で安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組まれた結果が認められることから、周防大島町各会計決算の認定に賛成いたします。

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第1号平成16年度久賀町各会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第5、認定第2号、討論はありませんか。先ほど済ませました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第2号平成16年度大島町各会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第6、認定第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第3号平成16年度東和町各会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第7、認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第4号平成16年度橘町各会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第8、認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第5号平成16年度周防大島広域連合各会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第 9、認定第 6 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第 6 号平成 16 年度大島郡環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第 10、認定第 7 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第 7 号平成 16 年度大島郡国民健康保険診療施設組合事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第 11、認定第 8 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第 8 号平成 16 年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第 12、認定第 9 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。認定第 9 号平成 16 年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。



暫時休憩をいたします。10分少々、11時5分まで休憩します。

午前10時53分休憩

.....  
午前11時05分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいのようにございます。そろってますね。着席をお願いいたします。

それでは、再開をいたします。

日程第13．議案第1号

日程第14．議案第2号

日程第15．議案第3号

日程第16．議案第4号

日程第17．議案第5号

日程第18．議案第6号

日程第19．議案第7号

日程第20．議案第8号

日程第21．議案第9号

日程第22．議案第10号

日程第23．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第11号平成16年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

日程第13、議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、議案1号について反対の立場から討論したいというふうに思います。

といいますのが、御承知のように、今回の補正の基準どう見るかという点であります。といいますのが、御承知のように、今回の補正の特徴は交付税確定があった、そのことを財源にするということが一つです。そして、もう一つの自主財源である繰越金財源、これが一つであります。御承知のように、繰越分の2分の1は財調につぎ込みますから、結果的には自主財源としては2億4,000万円です。その2億4,000万円をどういうふうに補正の中で、とりわけ合併で後退した分に使っていくかというのが私は今回の補正の大きな部分、比重を占めるというふうに

考えております。議員各位でとらえ方は違うかも知れませんが、今合併して町民は制度上も後退した部分があるんだということを切実に言われております。また、各種団体に対する補助負担金についても、実際的にはもっと議論して引き上げていただきたいという声があります。それに対する9月補正というのはどう取り扱うかという点であります。この点から見れば合併前に当然各地でサービスは高く負担は低くというふうに言われたわけですから、9月の財源があるときにこそ私は今回補正ができるという立場であります。

次に、私が特に言いますのは、福祉や子育て支援、当然あれもこれもせいて言いません。福祉や子育て支援はやはりきちっと中本町長のもとでもきちっとやるべきだという立場であります。その点から見れば今回は非常に残念なことになっているというふうに考えております。

次に、ここ歳出については、実は私が当初予算でかなり数字を上げて批判した部分が、実際的には増額されております。例えば一つとして支所及び出張費、経費の増分、637万4,000円、道路維持及び道路新設改良、合わせて3,055万7,000円、また、小学校、中学校費の補正額、合わせて842万7,000円、これらは私は当然批判の上、私は町長が一定程度補正されたと、前進部分というふうに考えております。

しかし、新たな箱物の部分、例えば星野ワールドという支出があります。これは私は一歩間違えば、新たな私は箱物になってしまう、箱物の負担増につながっていくという考え方をしております。私はこういう箱物については厳しく見ております。

次に、基金をどう見るかということで議論しときたいというふうに思います。基金の見方としては、財政調整基金、減債基金、その他基金というふうにあります。実際的にはその他基金について取り上げておきたいというふうに思います。一般財源は厳しいというならば、その他基金の活用、これは重要ではないかというふうに考えます。とりわけ今回ある分では、例えば竜崎、これは一定程度補正がされておりますが、これが一般財源がいいのか、それともその他基金がいいのか、私はその他基金で対応すべきだというふうに考えております。また、長浦関係、これはちょっと金額的には私は問題があるというふうに考えております。その点では、やっぱり基金のしがらみといいますか、それを私はなくするべきだと、逆に。旧町からいけば旧橋地域がかなり基金を持ってきております。しかし、そのことによって旧町全体で財政が厳しければ使っていくということも私は一つの方法ではないかということで提起しておきたいというふうに考えます。その立場を明らかにして反対討論ということにしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論ございませんか。 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) いろんな御議論があります。しかし、国保会計について、この項はどうしても討論したい、これは反対の立場から討論したいというふうに考えます。といいますのが、今国保の加入者の状況、これは周防大島町においては……

議長(新山 玄雄君) ちょっと発言中で、中本議員、着席。

済みません、続けてください。

議員(16番 広田 清晴君) 一つは、退職者、高齢者が加入するという側面、そして自営業者、そしてまた、既に今会社でリストラや倒産という憂き目を受けた人、これらが他の保険制度に加入できない人が加入するという性質を持っております。この流れは基本的には憲法で保障する最低限度、人間として健康的、文化的に暮らしていく、これを保障する制度であるという点をぜひともとらえていただきたい。その立場から皆保険制度ということが言われております。また、御承知のように、今の国保制度は、実際的には明治以前、明治から以降昭和まで、戦前と必ず違います。といいますのは、それは憲法に影響するわけでありまして。現在7,980世帯、そして7割、そして加入人数割り当ては5割を超えているという状況であります。周防大島町については、高齢化の進捗と実際的に死亡による減ということで、今後とも横方向だというふうには見ております。

しかし、実際的には今一般的には国保会計が大変な状況だと言われていることは私もわかりません。といいますのが、それはどこに原因があるんかという点でいえば、かつて医療費負担割合、国が45見ておりました。そして、それが負担割合が38.5に引き下げられた。それ以降ずっと国保会計については厳しい状況、そしてその部分、国のカット部分を地方自治体、そして町に負担させてきたから、かなり厳しいというのが続いております。ですから私は今まで指摘してるのは、実際的には任意分、法定任意分という言い方をさせてもらいますが、それ以外の一般会計からの繰り入れ、これは私は当然財源があればやるべきだという立場をとっております。私は少なくともそうしたことで一定程度今の状況を脱却できるというふうに考えます。とりわけ合併後どうかといいますと、均等割、平等割、ほとんど実際的には変わっておりません。100円程度変わったという状況です。応益応能の関係があって7割、5割、2割の関係がありますので、実際的には難しいかもわかりませんが、しかし、やり方によっては私は十分均等割、平等割の引き下げはできるという立場であります。

また、議論の点でどうしても触れておかなければいけないのが、資格証明書の発行です。先ほど委員長の報告からもありましたが、私は資格証明書は金の切れ目は命の切れ目、かって下関で実際的には医者にかかれなかったために死亡事故があったということは有名な話です、県内でありました。少なくとも周防大島町、安心、安全な町というならば、私は資格証明書の発行は取りかえるべきだと。やっぱりかなりの議論はあるかも知れませんが、十分住民と国保加入者と私は議論をしていく必要があるというふうに考えております。

以上、国保会計について反対の立場から討論したいというふうに考えます。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はございませんか。 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第4号、討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

まず、第1点、今回の補正はどういう特徴があるかという点であります。これは一つは10月から実施、これは国の法律改正、自民党、公明党、民主党によって制度改正がされました。それを受けたいわゆる中身という状況になっております。とりわけ言い方としては、継続的制度の発展という言われ方をしております。しかし、実態としては施設、既に今おられる施設等から出ていかにやいけんようなスタイルになっていくということがあります。といいますのは、今まで入所に際しては、食事代等は保険対象になっておりました。それが保険から外されて個人負担と

なるという特徴。それと通所で通所サービスの食事についても一定程度変更があるということで私は危惧しております。そういう中で町としてどう取り扱うべきかという点で提言しておきたいのは、やはり私は今実態から見れば、施設管理所も大変なんです、実際。例えば周防大島町で抱えるこれからもふえていくであろう老人保健施設等の施設、これも介護対応分については病院分と同じように保険対象外ということになれば、実際的には入所者が減になるという可能性も出てくると。お金がなければそういう施設にも入れないという状況が生まれてきます。それは危惧として言っておきますが、私は今日まで地方自治体の役割ということで長い間提起してきたのは、やっぱりいろんな国の悪政があったとしても、最後の守り手として地方自治体があるんだということを書いてきました。そして、しかし、それは財源が伴いますが、しかし、その財源の中でもどれだけ町民の暮らしや福祉に回していけるのか、ここが私は地方財政の考え方という点であります。ですから、その立場から見れば、今回の介護保険については賛成できないというふうに考えております。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号平成17年度周防大島町下

水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第8号平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第9号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第10号平成17年度周防大島町

交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第11号平成16年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第24．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 報告第1号は専決処分の報告であります。

お手元にお配りしておりますが、平成16年度平成16年災岩浜護岸災害復旧工事におきましては、ことし3月12日から工事に入り、9月30日までの工期で進捗しておりますが、工事の内容変更や精査の結果による契約金額の変更でありまして、原契約7,350万円から155万4,000円を減額した7,194万6,000円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

#### 日程第25．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

#### 日程第 26 . 委員会の閉会中の継続審査の件

議長（新山 玄雄君） 日程第 26、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設環境常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が 4 件提出されております。お手元に配布いたしております。4 件について順次お諮りします。

まず、総務文教常任委員長から申し出の請願第 2 号上関原発建設反対を求める請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり請願第 2 号上関原発建設反対を求める請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

続いて、建設環境常任委員長から申し出の請願第 3 号周防大島花火大会の助成に関する請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり請願第 3 号周防大島花火大会の助成に関する請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、総務文教常任委員長から申し出の請願第 4 号周防大島町の交通事故の実態を調査し、施設・設備の整備改善を重視した交通事故防止計画を作成し、その実現に取り組んでいただくことに関する請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり請願第 4 号周防大島町の交通事故の実態を調査し、施設・設備の整備改善を重視した交通事故防止計画を作成し、その実現に取り組んでいただくことに関する請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

最後に、総務文教常任委員長から申し出の陳情・要望第 7 号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり陳情・要望第 7 号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書については、閉会中の継続審査とすることに



決定しました。

#### 日程第27.小委員会の中間報告の件

議長（新山 玄雄君） 日程第27、小委員会の中間報告の件についてを議題とします。

地域活性化特別委員会の交通体系小委員会委員長より、会議規則第47条第2項の規定により、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、交通体系小委員会の中間報告を受けることにいたしました。

交通体系小委員会委員長の発言を許します。広田委員長。

交通体系小委員会委員長（広田 清晴君） 交通体系小委員会、これは7月27日、ここ3階会議室において全員出席のもと行われました。執行部からは担当課であります総合政策課課長並びに班長に出席を求め説明を求めたところであります。当日の協議議題、これは交通体系の現状についてであります。資料としては、平成13年3月に行われた「にこにこ周防大島事業」にかかわる概要版、これを求めました。そして、それを求めたという点の一つは、当時2社とも赤字であり、公共交通の存続は危ぶまれた状況であったこと。二つ目は、13年度が公共交通に対する補助要綱の変更、この時期であった、いう立場からそれらについて説明を求めたものであります。そして、二つ目として、昭和23年3月11日から始まる運輸省大島自動車区として開業したわけですが、それ以降平成14年までの変遷の報告。

そして、三つ目として、大島郡における交通体系システムの検討、これは平成9年6月から平成14年4月までの間であります。

四つ目は、生活路線バス、町在バスの現状と問題点、これについては平成14年、15年、16年、決算状況、それとあわせて17年度の見通し、そして、それらの経常費用、経常収益、予算ごとの各自動車会社における負担してきた欠損に対する財源内訳、国、県、町、そして郡外町の補助額についても報告を求めました。

5点目は、廃止路線代替バス、この点で報告を求めました。現状は白木線は1日当たり東和町購入補助29人乗りのバス1台と防長交通1台で運行しております。そして、当時としては5系統を運行し、22便、年間輸送人員が2万8,907人です。もう一つの路線廃止代替バス、この点では奥畑線1系統年間輸送人員1万3,262人という状況であります。同路線とも欠損補てんについて財源内訳も合わせて報告を求めたところでもあります。

次に、最後になりますが、周防大島町生活交通体系検討業務委託について報告がありました。これはこの業務自体は平成16年10月の郡内合併及び今後の学校再編のあり方、その上でのスクールバス、患者輸送バス、温泉バスの再編を含め今後の町内交通体系について調査することでありました。結果については、12月に明らかになるということでありました。1回目の小委員会の報告であります。委員会として調査が始まったばかりですので、十分な協議は今からという状況であります。

以上、報告します。終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で報告は終わりました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成17年度第3回定例会を閉会いたします。

事務局長代理（木元 真琴君） 一同御起立願います。礼。（「どうも御苦労さまでした」と呼ぶ者あり）

午前11時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 黒田 壇豊

署名議員 広田 清晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員